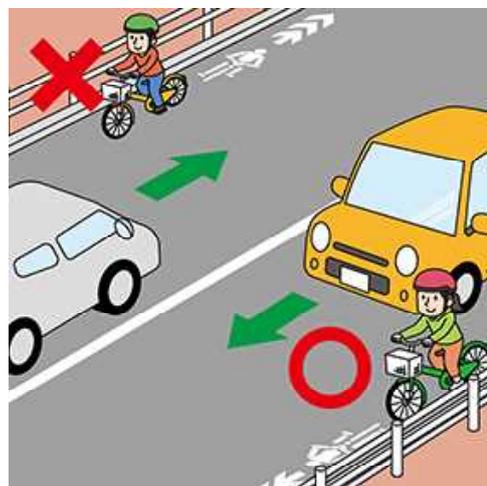


<自転車安全利用五則>

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先 道路交通法上、自転車は「軽車両」です。

○歩道と車道の区別があるところでは、
原則、車道を通行！

○車道の左側端に寄って通行！



○歩道を通行する場合は、徐行！
(すぐに止まることができる速度で
走行！)

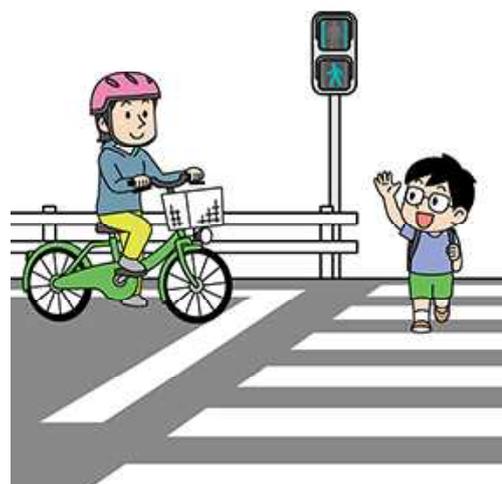
○歩行者の通行を妨げる場合は、
一時停止！



2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

○横断歩道を渡るときは、自転車は、
歩行者用信号に従う！

○停止線の手前で確実に一時停止、
安全確認を忘れずに！



3 夜間はライトを点灯

- 夜間は、ライトを点灯し、反射材も活用！



4 飲酒運転は禁止

- 酒気を帯びた状態での運転は、禁止！



5 ヘルメットを着用

- 自転車を利用するとき（同乗を含む）は、乗車用ヘルメットをかぶりましょう！

